

◎はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する。健全な心身の成長や人格の形成に長期にわたって重大な影響を及ぼし、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。そのため、人権尊重の精神に基づく教育活動を通して、すべての生徒がいじめを行わず、絶対に許さないという意識と態度を育てなければならない。

いじめの兆候や発生を見逃すことなく、適切かつ迅速に対応するために、保護者や関係機関と連携を図り、すべての生徒がいじめを起こさないために全教職員が取り組む。また、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。

1 いじめとは

- (1) いじめは、どの子にも、どの学校でも起こりうる。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が被害経験はもちろん加害経験を持つことがわかっている。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- (2) いじめは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり隠されたり、嫌なことを無理矢理やりされたりすること等を含む。いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談するものや、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向へ配慮のもと、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を行う。

《 具体的ないじめの態様 》

- ①冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ②仲間はずれや集団による無視をされる。
 - ③軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ④ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ⑤金品をたかられる。
 - ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ⑧スマートフォン等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- (3) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団の問題、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気をつくる。
 - (4) 個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、いじめの背景や被害にあった生徒や保護者の心情を総合的に考慮して判断する。特定の教員のみによることなく、第三者による客観的な視点等、多面的に判断することが必要である。いじめの認知は、いじめ防止対策委員会で行う。

2 いじめ防止対策委員会 ※第28条に基づき学校に設置される組織

(1) 組織の役割

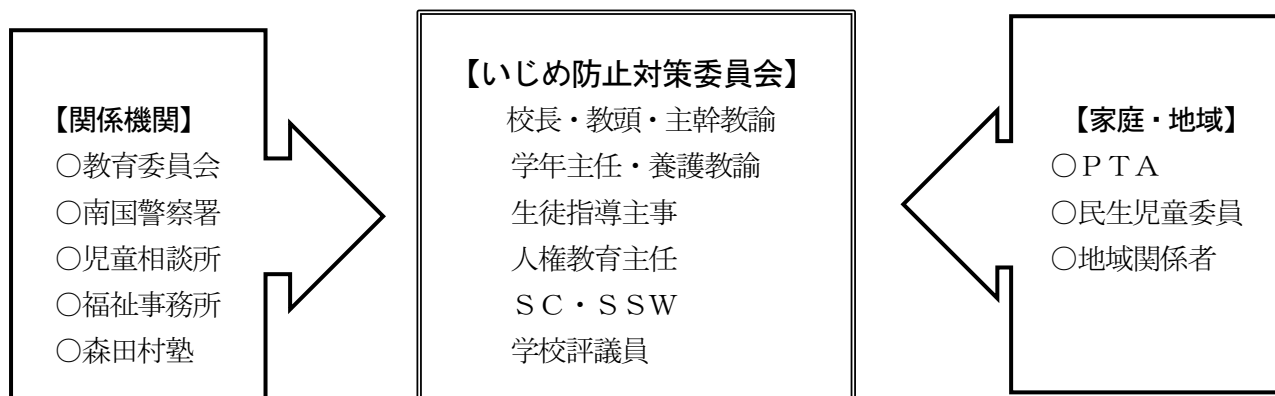
いじめ対応の中核的な役割を担うものであり、主として下記の4点の役割を担う。

①未然防止	・学校いじめ防止基本方針の策定 ・いじめ防止の具体的な年間計画の作成、実行 ・校内研修の計画、実施 ・学校評価による検証と基本方針の見直し
②早期発見	・スクールカウンセラーによる面談 ・生活意識調査などによる情報収集、分析、共有 ・学校便りや保護者会を通した学校の取り組みの発信と情報の収集、共有
③早期対応	・速やかな対応策の検討、実施 ・加害生徒に対する組織的で継続的な観察、指導 ・被害生徒や保護者へのSC等を活用したケア ・警察などの関係機関との情報共有、連携 ・地域人材を活用した登下校時の見守り
④重大事態の対処	・香南市教育委員会への報告 ・被害生徒に対する複数教員による保護、緊急避難措置の検討や実施 ・加害生徒への懲戒や出席停止の検討 ・警察や児童相談所への相談や通告 ・保護者会の開催 ・香南市教育委員会が設置する組織との連携、協力

(2) 組織の構成員

①管理職・主幹教諭・人権教育主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭等、必要に応じて決定する。

②SC・SSW等の専門的な知識を有する者を必ず加える。



3 未然防止の取組

学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「決していじめは許さない」ことの理解を発達段階に応じて促し、自他の存在を等しく認めたり、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を育てることが根本的ないじめの克服になる。

「見逃さない」「見過ごさない」よう、すべての生徒の小さな変化に留意し、教職員が共通理解で対応する。また、日頃から保護者と連絡を密にし、生徒とのコミュニケーションや積極的な評価等により、保護者や生徒との信頼関係を築くことが未然防止の基本となる。

(1) 学校づくり・授業づくり

- ①すべての生徒が安心・安全に学校生活ができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- ②生徒指導の三機能（自己存在感を与える、共感的人間関係を育成する、自己決定の場を与える）を活かした授業づくりを実践する。
- ③他の教員の授業参観等を通して指導力の向上や授業改善を行い、分かる授業づくりや生積極的な評価を行う。

(2) 集団づくり・生徒理解

- ①教育活動を通じて生徒の豊かな心情を育て、お互いを尊重し思いやりのある集団づくりを行い、行動化につなげる。また、生徒自身がいじめを自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え行動できる態度を育てる。
- ②特別支援学級に在籍する生徒、通常の学級に在籍する発達障害等のある生徒の理解を深め、生徒のありのままの姿を受け入れた適切な支援を行う。
- ③体験活動やボランティア活動の充実により、生徒が地域の大人と関わる機会を増やし、人間関係づくりやコミュニケーション力の育成を行う。

(3) 教職員の資質能力の向上

- ①常に危機感を持ち、いじめに対する取り組みを点検し改善を図るために、生徒理解について話し合う機会や研修の場を年間計画に位置づけ実施する。
- ②ＳＣによる研修や事例研究等を通して、生徒理解や教育相談の資質の向上を図る。
- ③情報モラル教育に関する研修を行い、ＳＮＳの正しい使い方の指導を行う等、予防的な指導に重点を置く。

4 いじめの早期発見、早期対策等

(1) いじめの早期発見

- ①多くの生徒が被害者にも加害者にもなりうる。全ての生徒について普段から観察を怠らないように留意する。また、気になる様子が見られたら、情報を教職員全体で共有し複数の教員で確認する。指導や調査が必要と判断されたら早期に対応し、個々の教師の判断で対応しない。
- ②定期的なアンケート調査、教育相談や個別面談の実施、ＳＣとの面談等を通して早期発見に努める。生徒や保護者によるアンケートは、卒業年度の３月末まで保存する。
- ③ＰＴＡや学校評議委員による評価、学校関係者評価などを活用し、学校や地域のいじめへの対応状況について定期的に協議する場を設け、学校と家庭、地域、関係機関が連携して早期発見に努める。

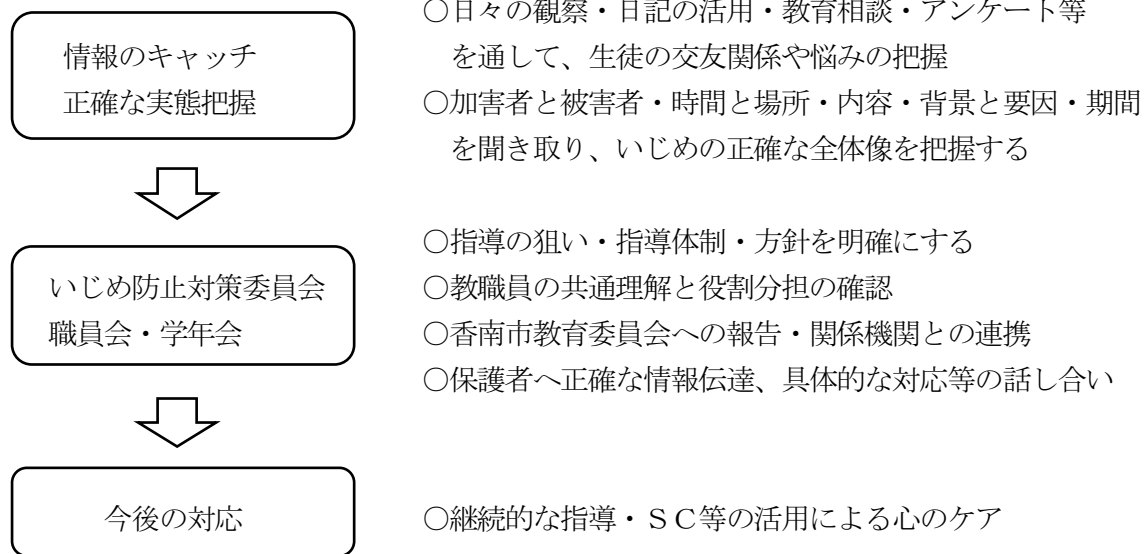
【取組の年間計画】

	いじめ防止 対策委員会	未然防止	早期発見	保護者・地域
4月	基本方針の周知	生徒理解と集団 づくりの研修	身体測定 S Cとの面談(通年)	家庭訪問
5月	委員会	修学旅行 宿泊訓練	アンケート 個別面談	学年学級懇談会 学校評議委員会
6月		命の学習		
7月			教育相談	オレンジポリス
8月		平和学習		オレンジポリス
9月				
10月	委員会	職場体験 思春期講座		学校評議委員会
11月			個別面談	人権参観日
12月			アンケート 教育相談	
1月				学校評価
2月	学校評価の分析			学校評議委員会
3月	基本方針の見直し			

(2) いじめ対応の留意点

- ①いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒の事情を確認した上で、いじめを行った生徒に対して毅然とした指導を行う。
- ②常に組織的な対応と個人情報の保護に留意し、家庭や教育委員会への連絡・相談、関係機関との連携を行う。
- ③生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になることを基本とし、組織的・継続的な観察や指導を行う。
- ④教育上必要と認める時は、学校教育法第11条の規定に基づき、生徒に対して懲戒を加える。ただし、懲戒を加える時には、教育的配慮に十分留意し、いじめた生徒が自らの行為を理解し健全な人間関係をはぐくむことができるように促す。
- ⑤「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気や自分の問題として捉えるように指導する。
- ⑥事実関係と因果関係が明確になっていない時点で、過去の定期的なアンケート調査を基に「いじめはなかった」「学校に責任はない」「家庭にも問題がある」等の発言をしない。

【基本的な対応の流れ】



(3) いじめに対する具体的な対応 *必ず複数の教員で対応し記録を残す。

《いじめられた生徒・保護者への対応》

- ①これまでの経過を共通理解し、家庭訪問を行う際の配慮すべき点を確認する。
- ②保護者の了承を得て事実確認を行う。生徒の思いや願いをしっかりと聞く。
- ③生徒の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認をする。
- ④該当生徒から聞き取りができない場合は、保護者を通して心情などを丁寧に聞き取る。
- ⑤保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば非を認め謝罪する。
生徒と保護者に、学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。
- ⑥被害生徒の持ち物の返還には十分に配慮し、返還せずに一方的に処分したりすることのないようにする。

《いじめた生徒・保護者への対応》

- ①家庭訪問等により、生徒と保護者に直接対応する。
- ②生徒に確認した事実に基づき、行った行為及や行為を受けた生徒の心情を伝え、その行為の重大性に気づかせ反省を促し、謝罪の方法などについて共に考えながら指導する。
- ③保護者に、いじめ解決を通して生徒のよりよい成長を促したいという教職員の願いを伝え協力を求める。保護者が孤独感を感じないように配慮し、保護者と共に解決に向けた取り組みを考えながら、家庭での子どもへの接し方などについて助言する。

《周囲の生徒からの事実調査・確認》

- ①正確に事実を把握する。聞き取る際には、生徒の人権やプライバシーに十分に配慮する。
- ②思いこみや憶測が入らないように留意するとともに、心理的な圧迫感を与えないように慎重に行う。
- ③周囲の生徒から聞き取る際には、グループ面接や教職員が手分けをしての分散面接による聞き取りを行う等の工夫をする。

【重大事態の対応】

いじめ防止対策推進法第28条は、いじめに関する一定の事態を「重大事態」と定め、重大事態への対処と同様の事態の今後の防止を目的としている。

1 重大事態とは

(1) 第28条第1項第1号について

「いじめにより、児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」とされている。

- ①「生命」に重大な被害が生じた事とは、生徒の自死行為（未遂を含む）が該当する。
- ②「心身」に重大な被害が生じた事とは、うつ病等の精神疾患、骨折、打撲傷、内臓の損傷や火傷等が該当する。
- ③「財産」に重大な被害が生じた事とは、恐喝等の行為により児童生徒の財産または保護者等の財産から金品を取られること等が該当する。「重大な被害」について具体的な被害金額等は定められていないが、年齢やその行為、回数等を総合的に判断する。

(2) 第28条第1項第2号について

「いじめにより、児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。「相当の期間」について法上は明確に規定されていないが、該当児童生徒の心理的な障害が高くなることなどを考慮して、おおむね30日程度であると判断されている。

ただし、欠席日数が30日になった時点で重大事態として対応を始めた場合、対応が遅れてしまう。また、欠席の日数が長引くほど欠席していることが更に登校への障害となり、長期化することも懸念される。

そのため、第28条第1項第2号に該当する疑いがある場合は、生徒が欠席していないため「重大事態に該当しない」「調査を行う必要がない」とするのではなく、30日待つ事なく事前に香南市教育委員会に報告して調査等を行う。

(3) 第28条第1項第1号及び第2号以外の重大事態について

国の「いじめの防止等のための基本方針」に、第28条第1項第1号及び第2号以外について次のように定められている。

児童生徒や保護者から、いじめで重大事態に至ったという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」及び「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

従って、第28条第1項第1号及び第2号に該当しない事案であっても、本人又は保護者から上記のような申し出があった場合は、重大事態としての対応を行う。また、本人又は保護者がいじめ防止法を踏まえ、「重大事態」という用語を用いなくても、いじめによる大きな問題であると訴えた場合も同様の対応をする。

2 重大事態の判断

第28条第1項第1号及び第2号に共通していることは「・・・疑いがあると認めるとき」である。このことは、学校等の調査により、いじめとの因果関係が確実になった時点で重大事態と判断するものではないと定めている。

重大事態の要件（自死や怪我、精神疾患、不登校等）が、いじめと明確に因果関係にあるのか否かの判断は、学校だけでなされるものではない。いじめの背景や被害にあった生徒や保護者の心情を総合的に考慮して判断することが求められるため、第三者による客観的な視点等、多面的に判断することが必要である。

第1号及び第2号それぞれにおいて、「・・・疑いがあると認めるとき」とは、「疑い」が生じた時点で重大事態が発生したものとして捉えて調査を開始することであり、各号の「・・・認めるとき」の判断の主体は、香南市教育委員会または学校となる。

3 重大事態への対処

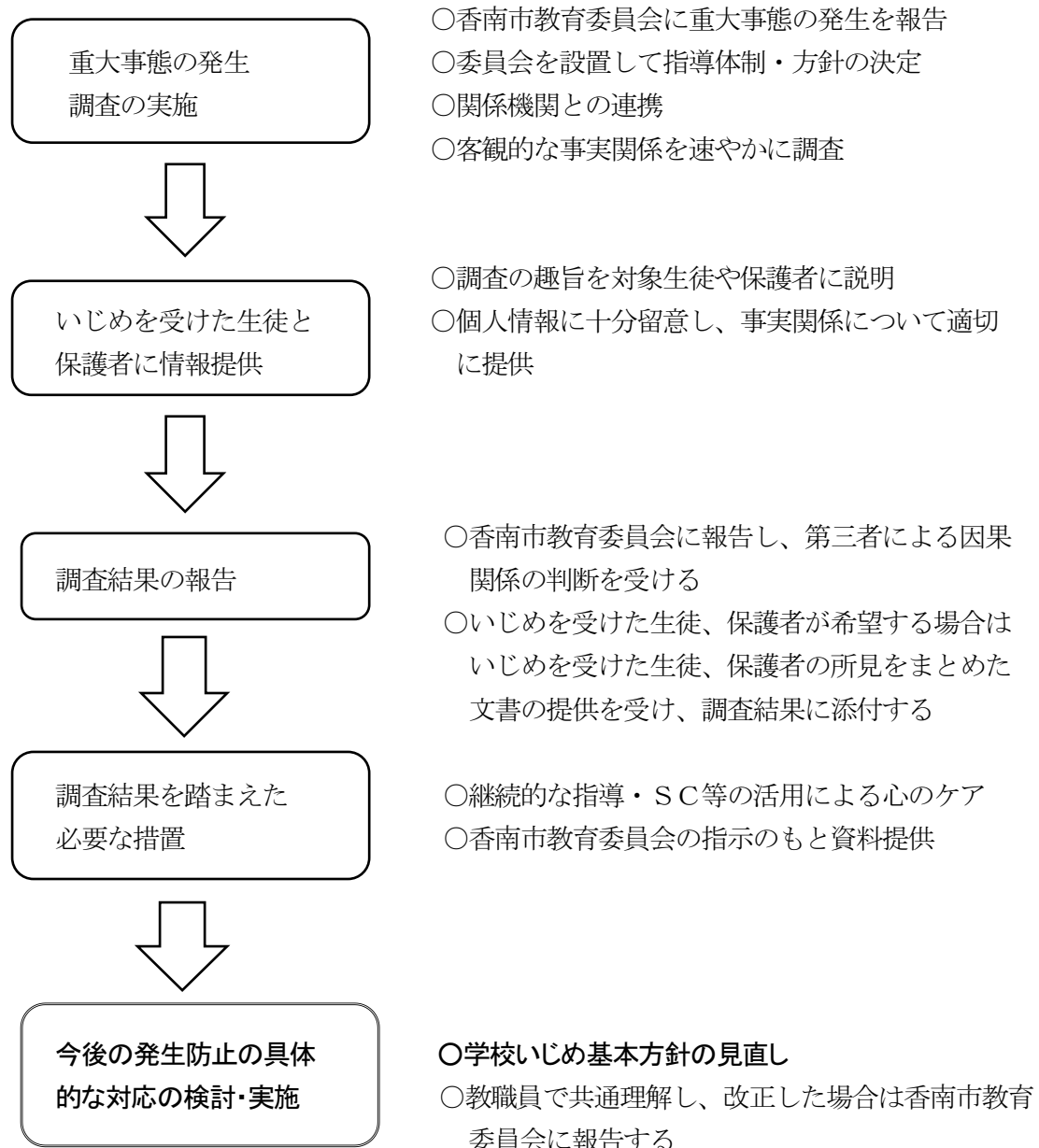
（1）調査の趣旨、主体、組織、方法等

- ①第一報として香南市教育委員会に報告し、いじめ防止法第30条に沿って対応する。
- ②調査の方法やスケジュール等について被害生徒・保護者はもちろん、対象となるすべての生徒・保護者に十分に説明する。被害生徒・保護者から調査の方法等について要望があれば、可能な限り反映させる。
- ③時間が経過すると、噂等に影響されて記憶が曖昧になることが考えられるので、組織の立ち上げを待つことなく早い段階で対応を始める。
- ④学校が調査主体となることにより教育活動に支障が生じる恐れがある場合、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果が得られない場合等は、香南市教育委員会が主体となっていく。
- ⑤調査を行う組織の構成は、専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、調査の公平性・中立性を確保する。
- ⑥事実関係を明確にするための調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰により行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や生徒の人間関係、学校や教職員の対応等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

（2）調査結果の取り扱い

- ①調査結果は、速やかに香南市教育委員会を通して香南市長に報告する。
- ②いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を、適切に提供する。学校のみで判断するのではなく、個人情報の保護に十分に留意し、香南市教育委員会と協議する。「～適切に提供する」とは、例えば、個々の質問票の開示は不適切であるが、集計した結果等は客観的な事実であることから提供することである。また、学校の対応に不都合な点があったとしても明らかにする。
- ③いじめと明確に因果関係にあるのか否かの判断は、香南市教育委員会が設置している香南市いじめ対策連絡協議会等のいじめ防止に関する第三者機関で判断される。
- ④調査によって確認された事実関係は、関係する生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用する。また、重大事態に至った要因、経過、学校の対応などを分析することにより、同様の事態が再度発生することのないよう、今後の指導の改善に活用する。

(3) 重大事態の対応の流れ



4 再調査について

いじめ防止法第30条第2項で、再調査について下記のように定められている。調査に客観性が無い場合や不明な点がある場合、再発防止策に十分な実効性が無い場合等が考えられる。再調査の判断は、香南市長による。

前項の規定（第30条第1項）による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重態事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、付属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

5 再発防止に向けた取り組み

(1) 重大事態に至った状況の整理と再発防止策の検討

なぜ、重大事態が発生したのか等を教職員が共通理解する場を設け、必要な具体策を協議し、再発防止策を策定する。

(2) いじめに関係した生徒・保護者への継続した支援

出欠状況、生活ノート、アンケート調査、日常の観察やコミュニケーションの様子等、具体的な支援を行う。必要に応じて、ＳＣ等の活用や関係機関と連携して対応する。

(3) 学級や全校生徒への指導

関係生徒に配慮しながら、内容により全生徒が振り返る機会を設ける。

(4) 再発防止策の報告

香南市教育委員会に報告して、不十分な点がある場合は再検討する。

(5) いじめ防止についての取組確認といじめ防止基本方針の見直し

これまでの未然防止や早期発見の取組の振り返り、不十分な取組はなかったか等を協議して、学校いじめ防止基本方針を見直す。